

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」を一部改正

主な改正のポイント

●障害支援区分の創設

「障害程度区分」を障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めます。

●障がい者に対する支援の見直し

- ①重度訪問介護の対象者は重度の肢体不自由者等の方ですが、重度の知的障がい者・精神障がい者の方まで拡大します。
- ②共同生活介護(ケアホーム)を共同生活援助(グループホーム)に統合します。
- ③地域移行支援の対象者を拡大します。

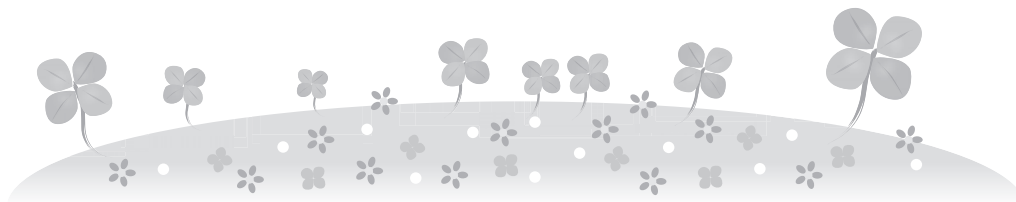


さまざまな福祉サービスを提供する障害者総合支援法では、さらなる福祉サービスの充実などにより、地域社会における共生の実現を総合的に支援します。

こちら 地域包括支援センターです!

春の到来!! 4月から新しい生活をスタートさせた人、新しい目標を立てた人とさまざまかと思います。

地域包括支援センターも、気持ちも新たに町民の皆様の総合相談の窓口として、『相談業務』や『介護予防事業』等を展開していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。



続けることは、大切です

平成25年度も、ウォーキング教室や温泉館での健康教室等開催したところ、大勢の皆様にご参加いただきました!! 今月は、教室に参加された方からの感想をご紹介します。

下肢の不調を感じていた方から、『できるだけ薬を使わずに改善したい』との相談がありました。講師の先生と痛みの状況等を確認しながらストレッチや筋力トレーニングを紹介し、教室・ご自宅で約3か月続けていただいたところ、2月下旬には、『ほぼ改善しました、続けることが大切です……』と嬉しい報告をいただきました。

痛みや、不調は人それぞれですが、かかりつけ医と相談しながら、自分にあったセルフケアを根気よく続けることは大切と実感しました。

皆さんも心身の健康づくりと仲間づくりに健康教室をお役立てください!!